尾道市浄化センターほか汚水処理施設等包括的維持管理業務委託

共同企業体協定書（案）

　（目　的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　（１）　尾道市発注に係る尾道市浄化センターほか汚水処理施設等包括的維持管理業務委託（当該業務委託内容の変更に伴う業務委託を含む。以下「業務委託」という。）の請負

　（２）　前号に附帯する事業

　（名　称）

第２条　当共同企業体は、○○・△△業務委託共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地（○○株式会社内）に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、業務委託契約の履行が完了し、発注者の承認を得た日に解散するものとする。

２　業務委託を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　住　所　　○○市○○町○○番地

　　　　氏　名　　○○株式会社

　　　　住　所　　○○市○○町○○番地

　　　　氏　名　　○○株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○株式会社代表取締役○○○○を代表者とする。

２　前項の代表者の退任の場合は、当企業体は、新代表者を選任して、これを発注者に通知するものとする。

３　前項の通知前に従前の代表者が業務委託に関し、なした行為については、当企業体はこれを有効とし、発注者に対しその責めに任ずるものとする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務委託契約の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに発注者に対する業務委託の入札書、見積書の提出、契約の締結及び変更、履行その他業務委託に関する一切の事項を処理する権限、並びに委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託

　について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変

　わらないものとする。

　　　○○株式会社　　○○％

　　　○○株式会社　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協

　議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並

　びに契約の履行に関する事項、資金管理方法、再委託先の決定その他の当企

　業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の履行完了に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　各構成員は、業務委託契約の履行及び再委託契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、尾道市に対して連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引きするものとする。

　（決　算）

第12条　当企業体は、業務委託の履行完了の際に決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　（履行途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託の履行を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　 （構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務委託の履行途中にお

　いて重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合におい

　ては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することが

　できるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければな

　らない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から

　第５項まで準用するものとする。

　（業務委託の履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務委託の履行途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（代表者の変更）

第17条の２ 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務

　を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全

　員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることが

　できるものとする。

　（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該業務委託につき契約不適合があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　○○株式会社外○社は、上記のとおり業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名し、１通は発注者に提出し、他は各自所持するものとする。

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　所在地　　○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　名　称　　○○株式会社

　　　　　　　　　　代表者　　代表取締役　○　○　○　○

　　　　　　　　　　所在地　　○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　名　称　　○○株式会社

　　　　　　　　　　代表者　　代表取締役　○　○　○　○